

【大田原市】令和元(2019)年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和2(2020)年1月作成

No.	調和条例 抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	FAX
1		土地利用に関する事前指導要綱	事前協議書の提出	・5ha以上の土地について、開発事業を行おうとする場合 ・土地利用に関する事前指導要綱に基づき協議が整った後において、土地利用の目的を変更する場合	事前協議	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
2		公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律 第4条の届出に関する事	都市計画区域内(旧大田原市)で10,000㎡以上の土地 もしくは都市計画施設等の区域で200㎡以上を 有償で譲渡(売買、交換等)しようとする場合、 土地所有者(売主)は譲渡しようとする3週間前に市長に 届出なければならない。	届出	都市計画課	都市計画係	0287-23-8711	0287-22-8732
3		国土利用計画法	国土利用計画法第23条の届出に 関すること	一定面積(旧大田原市は5,000㎡、旧黒羽町、湯津上村は 10,000㎡)以上の土地取引(売買、交換等)の場合、契約締結日 を含む2週間以内(契約日を含む)に市長に届出なければならない。	届出	都市計画課	都市計画係	0287-23-8711	0287-22-8732
4	風致地区 第1種低層住居 専用地域	都市計画法	開発許可申請	・開発行為(主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用 に供する目的で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での3,000㎡以上の開発行為、 都市計画区域外での1ha以上の開発行為	許可	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
5		大田原市開発行為等指導要綱	事前協議書提出	・開発行為(主として建築物の建築又は露天の駐車場、資材置場、 太陽光発電施設等、雨水の流出が懸念される土地利用に供する目的 で行う土地の区画形質の変更)を行う場合で次のもの ・都市計画区域内での1,000㎡以上の開発行為、 都市計画区域外での3,000㎡以上の開発行為	事前協議	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
6		栃木県景観条例に基づく 大規模行為届出に関する事	届出書提出	・大規模行為(大規模建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは 外観の変更又は大規模開発行為)をしようとする場合	届出	都市計画課	開発指導係	0287-23-8758	0287-22-8732
7	農地	農業振興地域の整備に関する法律	農振除外(用途区分の変更)の申出	農振農用区域内の土地において開発行為(宅地の造成、 土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の 工作物の新築、改築もしくは増築)をしようとする場合	農振除外 (用途区分 の変更) の申出	農政課	農政係	0287-23-8708	0287-23-1507
8	農地	農地法	農地転用許可申請	農地を転用(農地以外のものにする)しようとする場合 【太陽光発電設備の設置が原則として認められない農地】 ○農振農用地区域内農地(市町村が定める農業振興地域整備計 画において農用地区域とされた区域内の農地) ○第1種農地(おおむね10ヘクタール以上の規模の一回の農地の 区域内にある農地、特定土地改良事業等の施行区域内の農地 等)	許可	農業委員会	農地調整係	0287-23-8716	0287-23-8287
9	地域森林計画 及び平地林保 全計画の森林 の区域	森林法	・林地開発許可等手続 ・伐採及び伐採後の造林の届出手続  ・森林土地取得届出	地域森林計画対象民有林で1haを超えて開発する場合 地域森林計画対象民有林で1ha以内の立木を伐採する場合  森林(県が作成する地域森林計画の対象となっている森林であり、 登記上の地目によらない。)の土地を新たに取得した場合、所有者 となった日から90日以内に届出を要す。 (ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した 場合はこの届出は不要。)	許可 届出  届出	農林整備課 農林整備課  農林整備課	林業振興係 林業振興係  林業振興係	0287-23-8012 0287-23-8012	0287-23-8782 0287-23-8782

【大田原市】令和元(2019)年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和2(2020)年1月作成

No.	調和条例抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	FAX
10	鳥獣保護区 鳥獣特別保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		鳥獣保護区特別保護地区で建築物その他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う場合	許可	農林整備課	農村環境対策係	0287-23-8813	0287-23-8782
11		建築基準法 (住区を取り巻く環境を確保する観点から)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第6条(法88準用) 確認申請</li> <li>法42条 道路調査依頼</li> <li>法42条2項 道路の後退に係る事前協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気事業法等の適用を受ける工作物については適用除外。 ただし、架台下の空間を屋内的用途に供する場合等は建築物に該当する。</li> <li>パワーコンディショナを収納する専用コンテナ等は適用除外。 ただし、人が入ってメンテナンスを行うもの又は、積み重ねる場合等を除く。</li> <li>建築基準法上の「道路」に該当するかの調査。</li> <li>前面道路における、避難及び安全に必要な幅員の確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>確認申請</li> <li>建築指導課</li> <li>建築指導課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査係</li> <li>指導係 指導係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0287-23-1178</li> <li>0287-23-1178 0287-23-1178</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0287-23-1186</li> <li>0287-23-1186 0287-23-1186</li> </ul>	
12		道路法  大田原市法定外公共物管理条例 (法定外公共物とは、市道認定されていない道路や水路等のことです。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第24条 道路工事施工承認申請</li> <li>第32条 道路占用許可申請</li> <li>法定外公共物自費工事届</li> <li>法定外公共物使用許可申請</li> <li>法定外公共物用途廃止申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市道への乗り入れに係る歩道切り下げ、側溝敷設替え、縁石の撤去、交通安全施設設置等、市道の構造変更を必要とする場合。</li> <li>計画地の雨水処理方法の確認。(市道への流出は不可。)</li> <li>事業に係る車両(工事、点検等)の経路に当たる道路の確認。工事車両の通行に適さない道路(幅員、路盤構成等)の場合、道路損傷対策を必要とすることがあります。</li> <li>排水管等の埋設、工事に係る市道上敷き鉄板、道路を縦横断する架空線等の設置等</li> <li>認定外道路への乗り入れ、接道工事等</li> <li>水路上を通路等として利用するための工事等</li> <li>法定外公共物の付替え等</li> <li>法定外公共物に係る規制内容は、概ね上記道路法のそれに準じます。</li> <li>※市道や法定外公共物と計画地の境界が不明確な場合、事前に境界査定申請が必要になることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認</li> <li>許可</li> <li>承認許可契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路課</li> <li>道路課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理係</li> <li>管理係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0287-23-8717</li> <li>0287-23-8717</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0287-22-8731</li> <li>0287-22-8731</li> </ul>
13	河川区域 河川保全区域 河川予定地	河川法		<ul style="list-style-type: none"> <li>県知事が管理する県内の一級河川の河川区域及び河川保全区域内において、それぞれ以下の行為をする場合(河川区域内)</li> <li>土地の占用</li> <li>土砂等の採取</li> <li>工作物の新築等(線類の上空横架も含まれますのでご注意ください)</li> <li>土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為(河川保全区域内)</li> <li>土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築等</li> </ul>	許可	栃木県大田原土木事務所 管理部管理課		0287-23-6613	
14	砂防指定地	栃木県砂防指定地の管理等に関する条例		<ul style="list-style-type: none"> <li>砂防指定地内において以下の行為をしようとする場合</li> <li>土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更</li> <li>竹木の伐採</li> <li>土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積</li> <li>竹木、土石等の滑下又は地引による運搬</li> <li>火入れ又はたき火</li> <li>工作物の新築、改築又は除却</li> <li>砂防設備の占用</li> <li>砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取</li> </ul>	許可	栃木県大田原土木事務所 管理部管理課		0287-23-6613	

【大田原市】令和元(2019)年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和2(2020)年1月作成

No.	調和条例 抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	FAX
15	急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地の崩壊による災害 の防止に関する法律		急傾斜地崩壊危険区域内において以下の行為をしようとする場合 ・水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する 行為 ・ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又 は工作物の設置又は改造 ・のり切、切土、掘さく又は盛土 ・立木竹の伐採 ・木竹の滑下又は地引による搬出 ・土石の採取又は集積 ・急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政 令で定めるもの	許可	栃木県大田原土木事務所 管理部管理課		0287-23-6613	
16	地すべり防止 区域	地すべり等防止法		地すべり防止区域内において以下の行為をしようとする場合 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるも の、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排 除を阻害する行為 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を 助長する行為 ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工 作物で政令で定めるものの新築または改良 ・地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発す る行為で政令で定めるもの	許可	栃木県大田原土木事務所 管理部管理課		0287-23-6613	
17	土砂災害警戒 区域 土砂災害特別 警戒区域	土砂災害警戒区域等におけ る土砂災害防止対策の推進 に関する法律		土砂災害特別警戒区域内において以下の行為をしようとする場合 ・住宅(自己の住居の用に供するものを除く)並びに高齢者、障害 者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社 会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為	許可	栃木県大田原土木事務所 管理部管理課		0287-23-6613	
18		大田原市土砂等の埋立て等によ る土壌の汚染及び災害の 発生の防止に関する条例		土砂等の埋立て等に供する区域の面積が1000㎡以上 である事業を行おうとする場合 (1000㎡未満でも、安全基準・崩落等の遵守措置は遵守)	許可	生活環境課	環境対策係	0287-23-8706	0287-23-8923
19		土壌汚染対策法		3,000㎡以上(有害物質使用特定施設に係る工場 又は事業場の敷地にあつては、900㎡以上) の土地の形質変更をしようとする場合	届出	栃木県北環境森林事務所 環境部環境対策課		0287-22-2277	
20		水質汚濁防止法 大気汚染防止法 栃木県生活環境の保全等に関する条例  騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法  栃木県環境影響評価条例	公害対策に関すること          (環境アセスメント)	【栃木県に関するもの】 水質汚濁防止法 大気汚染防止法 栃木県生活環境の保全等に関する条例 (栃木県生活環境の保全等に関する条例に 定める特定施設を設置しようとする場合は 事前に特定施設設置届の提出を要する)  【大田原市に関するもの】 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法  一般的な太陽光発電施設を直接の理由とする手続きはないが 事業内容によっては手続きが必要。	届出  届出  環境影響 評価手続	栃木県北環境森林事務所  生活環境課  栃木県環境森林部環境森林政策課	  環境対策係  環境立県戦略室	0287-22-2277  0287-23-8706  028-623-3294	  0287-23-8923  0287-23-8697
21	県立自然公園	栃木県立自然公園条例		県立自然公園内で工作物の新築、鉱物の掘採、土砂の採取等の 行為を行う場合	許可 届出	商工観光課	観光地域振興係	0287-23-3145	0287-23-8697

【大田原市】令和元(2019)年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和2(2020)年1月作成

No.	調和条例 抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	FAX
22	重要文化財 国指定史跡名 勝天然記念物 の指定地	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出手続	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行うとする場合 史跡名勝天然記念物指定地において現状変更をしようとする 場合	届出 許可	文化振興課 栃木県教育委員会事務局 文化財課	文化財係 保護担当	0287-23-3135 028-623-3421	0287-23-3138
23	県(市)指定有 形文化財(建 造物) 県(市)指定史 跡名勝天然記 念物の指定地	栃木県文化財保護条例 大田原市文化財保護条例	現状変更等許可申請	史跡名勝天然記念物指定地において現状変更をしようとする 場合	許可 許可	栃木県教育委員会事務局 文化財課 文化振興課	保護担当 文化財係	028-623-3421 0287-23-3135	0287-23-3138
24		採石法		岩石の採取を行うとする場合	認可	栃木県産業労働観光部 工業振興課	鉱政担当	028-623-3197	
25		砂利採取法		砂利の採取を行うとする場合	認可	栃木県産業労働観光部 工業振興課	鉱政担当	028-623-3197	
26	自然環境保全 地域 緑地環境保全 地域	自然環境の保全及び緑化に 関する条例 (自然環境保全法)	許可申請(特別地区) 届出書提出(普通地区)	栃木県自然環境保全地域及び緑地環境保全地域内で建築物そ 他の工作物の新築、水面の埋立て、木竹の伐採等の行為を行う 場合(届出後30日経過でなければ着手できない。)	許可 届出	農林整備課	農村環境対策係	0287-23-8813	0287-23-8782
			自然環境保全協定書締結	貴重な動植物の生息・生育環境を有する5ha以上の土地の形質 変更を伴う行為を行う場合	協定締結	栃木県環境森林部 自然環境課	自然保護担当	028-623-3207	
27		港湾法	港湾区域内の水域又は 港湾隣接地域における占用の許可、 臨港地区内における行為の届出						
28		海岸法	海岸保全区域等の占用許可						
29	絶滅の恐れ のある野生動 植物の生息地 等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に 関する法律	生息地等保護区の管理地区の 行為許可等	ミヤコタナゴの生息条件維持のための環境管理。大田原市内では、 羽田地区の一部が羽田ミヤコタナゴ生息地保護区として指定されて いる。保護区内での行為について業者が環境省に直接協議する。	確認のみ 協議	文化振興課 環境省 関東地方環境事務所 野生生物課	文化財係	0287-23-3135 048-600-0817	0287-23-3138 048-600-0517
30		環境影響評価法・条例	環境影響評価手続	(No.19法令に含む)					
31		地方税法 大田原市税条例	土地・家屋等異動申告書	不動産登記の他に土地・家屋等に異動がある場合、 又は課税内容が現況と異なる場合に申告書を提出。		税務課	資産税土地係	0287-23-8726	0287-23-8957

【大田原市】令和元(2019)年度 太陽光発電事業に係る主な土地利用関係法令等窓口一覧

令和2(2020)年1月作成

No.	調和条例 抑制区域	法令等名	主な届出・許可・申請等	主な規制の概要	手続き	相談課	係	連絡先	FAX
32		地方税法	償却資産の申告	土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産は、固定資産税(償却資産)の対象となり、毎年1月1日現在の資産状況を1月31日までに申告することとなります。	申告	税務課	資産税家屋係	0287-23-8864	0287-23-8957
33		資源エネルギー庁 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」 栃木県「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 【施行日 令和元(2019)年10月1日】	自治会に関する問い合わせ ・地域との関係構築 ・事業説明会の開催	大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例では、条例で指定する抑制区域内、又は発電出力が50kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、事業者は関係住民等(※)に説明会を開催しなければなりません。開催にあたっては、関係する住民等の範囲や、説明会会場等、具体的な開催方法について自治会長と相談するように努めること。 関係住民等(事業区域から半径50m範囲の住民・土地建物所有者・自治会等)	問合せ	政策推進課	市民協働係	0287-23-8715	0287-23-8748
34		那須地区消防組合火災予防条例	変電設備設置届出	高圧又は特別高圧の変電設備(全出力50kW以下のものを除く。)を設置しようとする場合	届出	大田原消防署	庶務予防係	0287-28-5100	0287-28-5109
35		栃木県「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」	事業概要書提出	栃木県「太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」に基づく事業概要書の提出 ※対象規模 出力50kW以上 ※同一の事業者(実質的に同一の場合も含む。)が、複数の太陽光発電施設を一体的に設置し、それらを合算した出力が50kW以上となる場合も対象となります。	提出	生活環境課 栃木県環境森林部 地球温暖化対策課	地球温暖化対策係 計画推進担当	0287-23-8775 028-623-3186	0287-23-8923
36		大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 【施行日 令和元(2019)年10月1日】	太陽光発電設備設置事業に係る許可申請または届出 その他お問合せ	太陽光発電設備を設置しようとする場合 又は太陽光発電設備を設置するために行う樹木等の伐採、土地の造成等による区画形質の変更を行おうとする場合 太陽光発電事業を開始及び終了する場合 太陽光発電施設設置等に係るお問合せ【大田原市総合窓口】	許可届出 問合せ	生活環境課	地球温暖化対策係	0287-23-8775	0287-23-8923

【注意事項】

○事業計画に当たり、事前に関係法令等の適用の有無を確認してください。

○「大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が令和元(2019)年10月1日から施行されました。